

## 岩手産業振興センターの設備貸与における対象外設備

以下の設備には、貸与・貸付を適用できません。

- 1 中古品のもの
- 2 動植物(生き物)
- 3 資産計上できないもの(原則として、設備金額が消費税含みで10万円未満のもの)  
(他の設備の付属品扱いできる場合もあります。ご相談下さい)
- 4 法定耐用年数が3年未満のもの
- 5 事業の用に供する車両で白ナンバーのもの(乗用車、平ボディトラック、ダンプ等)
- 6 不動産(土地・建物)
- 7 電気・ガス・水道工事
- 8 主に借主以外の者が使用するための設備(レンタル用など)

なお、車両については、下記は対象となります。(ただし、リースは不可)

- (1) 特殊車両(トレーラー、トラクタートラック、クレーン付トラック、コンテナ車、冷凍・冷蔵車、保冷車、キャリアカー(車載車)等)
- (2) 事業の用に供する車両で青ナンバーのもの(バス、タクシー等)

## 申込必要書類

- 申込書
- 経営状況に関する書類
  - ・会社の場合  
決算書3期分(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書、利益処分案、勘定科目内訳書)
  - ・個人企業の場合  
決算書3期分(資産負債調の貸借対照表、損益計算書)
- \*いずれも反復利用の場合、既提出分は省略可
- 最近の試算表(決算後3ヵ月以内であれば不要)
- 見積書(税込み、原本)およびカタログ(原本)
- 定款(5年以内の制度利用がある場合は不要)
- 申込者、連帯保証人の固定資産証明書(申込額が500万円以下の場合は、代表者以外の連帯保証人の固定資産証明書は不要)
- 固定資産証明書は、土地、建物の一筆、一棟ごとの地割及び地番の評価額が記載されているもの。

## 源泉税の納付をお忘れなく！

源泉税の納付特例の納付期限は7月11日(月)になっています。  
納付をお忘れなく。(納付税額がない場合でも納付書の税務署への提出が必要です)